医薬品副作用被害救済制度ポスター印刷仕様書

１．件名

医薬品副作用被害救済制度ポスター印刷

２．目的

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課にて医薬品・医療機器等安全性情報報告制度啓発ポスターを自治体等約８００箇所に配布を行う際に、一般国民に対する医薬品副作用被害救済制度（以下、「救済制度」という。）の周知を目的として、救済制度のポスターを印刷、同梱発送するものである。

３．業務内容

救済制度ポスターの印刷

（１）規　格　　カラーB4 版、４色刷り　コート紙 B 判　87ｋｇ、2 つ折り

（２）数　量　　250,309 部（予備含む）

（３）その他

ポスターデザインは、現在、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下、機構）において制作しているものとし、印刷に必要な素材は、機構から B4 版の PDF もしくは ai ファイルを提供する。

納入に際しては、2 つ折りにて B5 として納入すること。校正について、必要な場合は３回まで行う。

また、上記に規定する他、グリーン購入推進の観点から、以下に配慮したものとすること。

●植物由来の油を使用したインキ（いわゆる「植物油インキ」、「大豆油インキ」）で印字すること。

●平成 31 年 2 月閣議決定「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」中、「2. 紙類」および「22－2. 印刷」記載の「【判断の基準】」を可能な限り満たすものであること。

４．納入部数

（１）下記５に掲げる納入先（１）へ 118,309 部

（２）下記５に掲げる納入先（２）へ 50 部

（３）下記５に掲げる納入先（３）へ 131,950 部

５．納入先

（１）株式会社オリエンタル物流（埼玉県八潮市八潮 4-19-1）

（２）公益社団法人 日本医師会 会員情報室（東京都文京区本駒込 2-28-16）

（３）未定（都内近辺 1 か所を予定）

※本業務の請負業者には令和元年 8 月中に連絡

６．納入期限

令和元年 9 月 17 日(火)

７．本業務における留意事項

（１）本業務の請負業者は、成果物が上記５に掲げる納入先に納品されるまでの間、責任をもって業務に携わること。なお、全ての納品場所に到着したことをもって納入完了とするため、到着を確認の上、機構まで納入完了の旨を報告すること（確認方法は指定しない）。

（２）上記５に掲げる納入先より納入部数が不足している等の連絡があった場合を含め、本業務の実施につき疑義が生じた場合には、速やかに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構　健康被害救済部企画管理課（電話：03-3506-9460）に連絡した上で、担当者の指示に従うこと。

（３）本業務の遂行に当たっては、第三者に再委託してはならない。ただし、特段の事情により第三者に再委託する場合には、必ず機構と協議の上、機構の承認を得ること。

（４）この他本仕様書に規定していない事項で必要のある場合は、別途打合せの上、担当者の指示に従うこと。

８．本業務に関する問合せ先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
健康被害救済部企画管理課　下山田、大淵
電　話：03-3506-9460　FAX：03-3506-9439
E-mail：kaitou@pmda.go.jp